

地域の安全・安心を守る 活動に関する覚書締結式

日時：平成29年5月15日（月）午後2時～2時半
場所：JA安芸 本店3階 白鳥の間



JA安芸では、本年4月から各支店ごとに「支店だより」を作成し、組合員の世帯を訪問して配布しています。

このたびJA安芸と海田警察署は、「地域の安全・安心を守る活動に関する覚書」を締結しました。海田警察からは「還付金詐欺の防止」「交通安全」等についてJA安芸に情報を提供していただき、「支店だより」に掲載することにより、地域住民の安全・安心に対する意識の高揚や、被害防止等に役立ててまいります。



活動に関する覚書締結式



特殊詐欺の被害にあわないためのポイント
～電話でお金の話が出たら「詐欺」を疑ってください～

「現金送れ」はすべて詐欺！
中継料やメンバーシップ・ゆうパックで現金を送ることは法律等で禁止されていますので、正統の業者がそのような指示をすることは絶対ありません。

即断より相談
一人で悩まず、家族や知人、警察等、必ず誰かに相談しましょう。家族間で、電話で送す際の「合言葉」を決めるなど、警察や計帳の被害防止に役立ちます。

留守番電話機能の有効活用
個人は声の録音を録ります。録音から留守番電話を設定しておき、知り合いからの電話かどうか確認してから対応するようにしましょう。

防犯機能付電話機の活用
(防犯機能付電話機とは)
○相手を確認していることを自動で通知し、通話内容を自動録音
○フランクレスに盗聴された電話番号から発信しない（防犯機能ブロック機能）
○発信した際、電話帳に登録済みの番号は緑色が表示し、非登録・赤色のランプが点灯（※機種により機能群が異なりますので、販売店でご確認ください）

みんなのきずな絆
で被害防止

「ATM」で「還付金詐欺」
医療費の還付手続きを…は全て詐欺！
ATMでお金が戻ることはありません。

現金送付型詐欺
「現金送れ」という電話は全て詐欺！
「宅配便」や「レターパック・ゆうパック」で現金を送ることは法律で禁じられています。